

# 下関市立大学国際交流会館規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 77 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日規程第 25 号

(設置)

第 1 条 公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）に、下関市立大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 会館は、教育及び研究の国際交流の促進に資するため、外国人特別聴講学生、外国人留学生及び外国人研究者等に居住の場を提供するとともに、国際交流の事業の用に供することを目的とする。

(会館に置く職及び職員)

第 3 条 会館に、次の職を置く。

館長

副館長

(館長)

第 4 条 館長は、会館の業務を掌理する。

2 館長は、学部長をもって充てる。

(副館長)

第 5 条 副館長は、館長の職務を補佐する。

2 副館長は、国際交流班長をもって充てる。

(管理人)

第 6 条 会館の管理のため、管理人を置くことができる。

(入居資格)

第 7 条 本館に入居する資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学の授業科目を履修する外国人特別聴講学生

(2) 本学に在学する外国人留学生及びその家族

(3) 本学において研究又は教育に従事する外国人研究者及びその家族

(4) その他館長が必要と認める者

(居住期間)

第 8 条 居住期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(入居申請)

第 9 条 会館に入居を希望する者は、館長が指定する日までに、入居申請書を館長に提出しなければならない。

(入居許可)

第10条 館長は、前条の申請があったときは、審査選考の上、入居を許可する。

(入居)

第11条 入居者（前条の規定により入居を許可されたものをいう。以下同じ。）は、所定の期日までに入居し、館長に入居届を提出しなければならない。

(入居許可の取消し)

第12条 入居者が所定の期日までに入居しないときは、館長は、入居の許可を取消することができる。

(施設使用料等)

第13条 入居者は、施設使用料及び光熱水料等（以下「施設使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 施設使用料等は、別に定めるところによる。

3 一度納付した施設使用料等は、返還しない。

(施設使用料等の減免)

第14条 理事長が必要と認めた場合には、施設使用料等を減免することができる。

(施設等の保全)

第15条 入居者は、会館の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の保全及び維持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居室の全部又は一部を他の者に貸与しないこと。

(2) 居室を居住以外の目的に使用しないこと。

(3) 居室に入居者以外の者を宿泊させないこと。

(4) 居室及び共用施設は、常に良好な状態で使用し、工作を加えないこと。

(5) 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること。

(6) 他の入居者及び付近住民に迷惑になるような騒音を出さないこと。

(損害賠償)

第16条 入居者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は破壊したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(退去)

第17条 入居者は会館を退去しようとするときは、あらかじめ館長に退去届けを提出しなければならない。

第18条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに会館を退去しなければならない。

(1) 入居資格を失ったとき。

(2) 居住期間が満了したとき。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

第19条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、国際交流委員会の議を経て退去を命ずる。

- (1) 施設使用料等の納付を怠り、督促を促しても、なお納付しないとき。
- (2) 第15条、第16条及び前条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 病気その他の保健衛生上、会館の生活に適さない事情があると認められるとき。  
(会館の管理運営事務)

第20条 会館の運営管理に関する事務は、学務グループ国際交流班が処理する。  
(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規程第25号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。